

議案第 1 1 5 号

飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

移転に伴う改正

飛驒市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

飛驒市養護老人ホーム設置条例（平成18年飛驒市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「990番地」を「871番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市養護老人ホーム設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (名称及び位置)</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 養護老人ホーム和光園</p> <p>位置 飛騨市古川町下気多<u>990番地</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (名称及び位置)</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 養護老人ホーム和光園</p> <p>位置 飛騨市古川町下気多<u>871番地1</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例
(案) 要旨

1 改正の趣旨

移転に伴う改正

2 改正の内容

養護老人ホーム和光園の移転に伴い、位置を改正するもの。

3 施行日 令和2年4月1日